

1. 【 地域密着型通所介護利用料金 】

利用料計算式： 【通所介護費】 × 利用日数

介 護 度	標 準 型 (午前9時30分～午後4時00分)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
要介護1	6,550円/日	655円	1,310円
要介護2	7,730円/日	773円	1,546円
要介護3	8,930円/日	893円	1,786円
要介護4	10,100円/日	1,010円	2,020円
要介護5	11,300円/日	1,130円	2,260円

【介護保険制度上の加算料金】

加算項目名	説 明	加 算 額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
入浴加算(Ⅰ)	入浴介助に伴う加算	400円/日	40円	80円
入浴加算(Ⅱ)	理学療法士等が在宅を訪問して浴室環境を評価して自宅で入浴できる様に計画書を作成し、利用時に入浴指導しながら入浴した場合の加算	550円/日	55円	110円
個別機能訓練 加算(Ⅰ)□	利用者ごとの個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を行った場合の加算	850円/日	85円	170円
個別機能訓練 加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて個別機能訓練計画書等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合の加算	200円/月	20円	40円
口腔機能向上 加算(Ⅰ)★	口腔機能の低下しているまたはそのおそれのある利用者に対し、口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行った場合の加算	1,500円/回	150円	300円
口腔機能向上 加算(Ⅱ)★	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加えて、口腔機能改善管理指導計画書の情報を厚生労働省に提出し、当該情報を有効な実施のために活用している場合の加算(※原則3月以内、月2回を限度)	1,600円/月	160円	320円
口腔・栄養ス クリーニング 加算(Ⅰ)★	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、利用者の状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)	200円/月	20円	40円

加算項目名	説 明	加 算 額		
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)★	利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態のいずれかの確認を行い、利用者の状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可) (6月に一回を限度)	50円/月	5円	10円
栄養アセスメント加算★	管理栄養士を含む多職種(看護師・介護職員・生活相談員等)が共同して栄養アセスメントを実施し当該利用者またはその家族に対して結果を説明し、相談等に対応する場合の加算(口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定不可)	500円	50円	100円
栄養改善加算★	利用者の低栄養状態の改善、必要に応じ居宅を訪問して心身状態の維持または向上などの栄養改善サービスを実施した場合 (※原則3月以内、月2回を限度)	2,000円/月	200円	400円
若年性認知症利用者受入加算	利用者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合の加算	600円/日	60円	120円
認知症加算	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者を受け入れた場合、当該利用者に対して加算	600円/日	60円	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)★	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合(要介護者)	220円/日	22円	44円
	事業対象者・要支援1	880円/月	88円	176円
	要支援2	1,760円/月	176円	352円
中重度者ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。	450円/日	45円	90円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)★	事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携(ICTを活用した動画)して機能訓練のマネジメントをする場合 (生活機能向上連携加算(Ⅱ)との併算定不可)	1,000円/月	100円	200円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)★	事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が利用者宅を訪問して助言等連携して機能訓練のマネジメントをする場合 (生活機能向上連携加算(Ⅰ)との併算定不可)	2,000円/月	200円	400円
ADL維持等加算(Ⅰ)	ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えBarthel Indexを測定して厚労省に提出する場合の加算	300円/月	30円	60円
ADL維持等加算(Ⅱ)	ADL維持等加算(Ⅰ)に加えて評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上である場合の加算	600円/月	60円	120円
科学的介護推進体制加算★	利用者情報(基本情報他)を厚労省に提出する場合の加算	400円/月	40円	80円
運動機能向上加算★	理学療法士等による運動器機能の把握と計画の作成をして、計画に基づき利用者毎にサービスを提供して定期的な記録・評価をする加算	2,250円/月	225円	450円

※ ★の印がある加算に関しては介護予防通所介護相当サービスも対象となる加算

2. 【津久見市介護予防・日常生活支援総合事業・一般介護予防事業利用料金】

サービスの内容（1日あたり）		計画期間	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）
介護予防通所介護 相当サービス	事業対象者・要支援1 週1回程度 最大 月5回まで	3カ月又は6ヵ月 （原則）	16,720円/月 日割りの場合 1日につき550円	1,672円/月 日割りの場合 1日につき55円	3,344円/月 日割りの場合 1日につき110円
	要支援2 週2回程度 最大 月9回まで		34,280円/月 日割りの場合 1日につき1,130円	3,428円/月 日割りの場合 1日につき113円	6,856円/月 日割りの場合 1日につき550円
通所型サービス C （しゃんしゃん教室）	事情対象者・要支援① 月4回	3カ月又は6ヵ月 （原則）	4,000円/日	400円/日	800円
	要支援② 週2回 月8回利用時				

① 入浴が必要な場合は、200円/日 自己負担になります。

② その他の利用料金は（食費等）従来通りになります。

サービスの内容（1日あたり）		計画期間	基本利用料	利用者負担	—
ころばん教室	月2回～月4回	—	2,500円/日	600円	—

① 食費は別途自己負担になります。

【介護予防通所介護費を日割り計算とする条件】

- ① 月途中で介護度が変更になった場合 例：要支援1→要介護1
- ② 月途中でサービス事業者（利用する事業所）の資格の異動があった場合（事業開始・事業廃止等）
- ③ 月の一部期間が公費適用期間であった場合
- ④ 月途中でサービス事業者を変更した場合

【介護職員処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率
	加算 I
・（介護予防）地域密着型通所介護	5.9%

※ なお、算出利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

【介護職員等特定処遇改善加算】

○ 加算算定対象サービス

サービス区分	加算Ⅱ
・（介護予防）地域密着型通所介護	1.0%

※ なお、算出利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

4. 【その他の利用料金】

項目	内 容	利用料金 (日額)	備 考
日 用 品	タオル類、入浴時使用品、トイレト ーパー、ティッシュペーパー、ハンド ソープ、お茶等	100円	※ 課税対象外
教 養 娛 楽 費	新聞・レクリエーションに関する消耗品	10円	※ 課税対象外
手 工 芸 品 等 材 料 費	レクリエーションに伴う個人用作品の 材料費	実 費	
食 費	食材費及び調理に係る費用負担	545円	※ 課税対象外
お む つ 代	尿とりパット・はくパンツ・リハビリパ ンツ等	実 費	
送 迎 費	①津久見市	無 料	※津久見市の保戸島・無垢島は船 賃実費をいただきます。 ※ 課税対象

※ 料金に掲示したもの以外に利用者等から依頼により購入する日常生活用品については、実費の徴収させていただきます。

※ 本一覧表によるサービスのお申込内容は原則として要介護認定等の有効期間満了日までとします。
途中、ご変更希望のお客様はお申し出いただければ、その都度ご変更いたします。